

飯能市新しい生活様式対応事業者支援補助金 Q&A

(令和2年10月16日現在)

Q1. 対象となる事業者は何ですか？

A1. 次の条件を満たす事業者を対象とします。

①不特定多数の来客がある店舗を飯能市内に有する中小法人及び個人事業主であること。

(中小企業等経営強化法第2条第2項に定める中小企業者等)

②市税に未納がないこと。

ただし、以下の事業者は対象外となります。

- ・飯能市暴力団排除条例に規定する「暴力団・暴力団員」
- ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する「性風俗関連特殊営業」、当該営業に係る「接客業務受託営業」を行う事業者
- ・政治団体、宗教上の組織又は団体、その他趣旨に照らして適当でないと市長が判断する者

Q2. どのような事業者が対象になりますか？

A2. 中小企業等経営強化法第2条第2項に規定する中小企業者等が対象となります。具体的には以下のとおりです。

- ・下表に該当する会社及び個人

業種	資本金の額又は 出資の総額	常時使用する 従業員の数
①製造業、建設業、運輸業 その他の業種(②～⑦を除く)	3億円以下	300人以下
②卸売業	1億円以下	100人以下
③サービス業	5,000万円以下	100人以下
④小売業	5,000万円以下	50人以下
⑤ゴム製品製造業	3億円以下	900人
⑥ソフトウェア業又は 情報処理サービス業	3億円以下	300人
⑦旅館業	5,000万円以下	200人以下

- ・企業組合
- ・協業組合
- ・事業協同組合、事業協同小組合、商工組合、協同組合連合会
- ・資本金の額又は出資の総額が、10億円以下の会社、医業を主たる事業とする法人、歯科医業を主たる事業とする法人
- ・常時使用する従業員の数が、2,000人以下の会社、医業を主たる事業とする法人、歯科医業を主たる事業とする法人、社会福祉法人及び特定非営利活動法人、個人

Q3. 対象となる経費は何ですか？

A3. 国が提唱する、「新しい生活様式」に対応するために、令和2年5月4日以降にかかった以下の経費が対象となります。

①店舗の改修工事費（原則として市内の事業者によって資材の納入や施工がされること）

例）窓や換気扇等換気設備の設置工事、非接触型水栓の設置工事など

②備品や消耗品の購入費

例）備品：接触機会を減らすための食券販売機、ウイルス除去機能付空気清浄機など

消耗品：フェイスガード、手指消毒液、非接触式体温計、パーティションなど

③新たな事業展開に要する経費

例）小売業において通信販売を開始するためのホームページ制作費、ECモールへの出店経費など

※事業実施に当たっては、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議による提言や業界ごとに示されているガイドラインにおいて対応策が具体的に示されていますので確認してください。

Q4. 事務室や従業員用のスペースに係る経費は対象となりますか？

A4. 不特定多数の来客がある店舗が対象となりますので、事務室や従業員用のスペースに係る経費は対象となりません。

Q5. リモートワークを取り入れるためのインターネット環境を整える費用は対象となりますか？

A5. リモートワークについては事業所の従業員向けの対応であり、不特定多数の来客がある事業所とは異なるため、対象となりません。

Q6. 店内を抗菌コートするための施工費は対象となりますか？

A6. 提言では、不特定多数が触れる環境表面を始業前、始業後に清拭消毒することが重要とされておりますが、床や壁は通常の清掃で良いとされており、店舗全体を特別なコーティングすることまで求められていないことから、本補助金は対象となりません。

Q7. 来店者も使用するトイレを和式から洋式に改修する工事は対象となりますか？

A7. 提言では、トイレの蓋を閉めて汚物を流すことが示されているため、対象となります。ただし、蓋が付いていない（便座だけの）洋式トイレは対象となりません。

Q 8. 窓を開けて換気するために網戸を設置する工事は対象となりますか？

A 8. 店舗の換気をするために窓を開けることは新しい生活様式で推奨されていることですので、窓を開放するために新たに網戸を設置する工事は対象となります。なお、網戸の張替え及び交換は対象となりません。

Q 9. 来店者の接触を減らすため、店舗の入口を自動ドアに改修する工事は対象となりますか？

A 9. 人が触れる機会を減らすために自動ドアを新しく導入するための工事であれば対象となります。

10/16追加

Q 10. 店内の密を避けるため、店舗の外にウッドデッキやテラスを設置する工事は対象となりますか？

A 10. ウッドデッキやテラスを新たに設置する工事は改修工事とはならないため、対象となりません。

Q 11. 店舗入口でウイルスを落とすためエアダスターを導入したいが対象となりますか？

A 11. 店舗の入口でエアダスターを吹きかけるだけの場合、ウイルスを空間に撒き散らすことになるため、対象となりません。

Q 12. トイレ等不特定多数の人が触れる照明スイッチをセンサー型照明に取り換えるための工事費は対象となりますか？

A 12. 非接触型装置の導入になるため、対象となります。

Q 13. エアコンは対象となりますか？

A 13. 一般的にエアコンは、室内の空気を循環させているだけで換気につながらないため、対象となりません。

Q 14. 換気効率を高めるために使用する扇風機やサーキュレーターは対象となりますか？

A 14. 店舗の喚起をするために窓の開放と併せて使用する扇風機やサーキュレーターであれば対象となります。なお、窓がなく、店舗内の空気を循環させるだけの場合は対象となりません。

Q15. 店舗の壁を抗菌クロスに張り替える工事は対象となりますか？

A15. 提言では、床や壁は通常の清掃で良いとされているため、対象となりません。

Q16. どのように申請すればよいですか？

A16. 申請書に必要書類を添えて、下記の提出先へ郵送してください。感染症拡大防止のため、郵送による申請にご協力をお願いいたします。

【提出先】〒357-8501 飯能市大字双柳1番地の1
飯能市役所産業振興課

10/16追加

Q17. 補助金の申請額はどのように計算すればよいですか？

A17. 補助金の額は、対象経費の10分の9で千円未満は切り捨てとなります。

なお、対象となる経費は、**消費税抜き**の金額になります。

具体的には以下のように計算します。

【例】換気扇工事に230,000円（税抜）、店内用パーティションと消毒液に45,000円（税抜）
かかった場合。

①改修工事分：230,000円×9/10=207,000円⇒上限額が20万円のため、200,000円

②消耗品分：45,000円×9/10=40,500円⇒千円未満切捨てのため、40,000円

申請額は①と②の合計となるので、240,000円

Q18. 申請に必要な書類は何ですか？

A18. 以下の書類が必要となります。

①申請書兼誓約書（裏面が誓約書になっています）

②事業計画書

③収支予算書（決算書）

④請求書

⑤営業許可証の写し（許認可がある業種の場合）

⑥振込口座が分かる通帳の写し（銀行名・支店名・名義・口座番号が確認できるページ）

⑦市税に未納がないことの証明書（市役所収税課で取得できます）

※市外在住の場合、お住まいの市役所税務担当部署で取得してください。

⑧【これから実施する場合】見積書の写しなど

【すでに実施済の場合】領収書の写しなど（令和2年5月4日以前のもの不可）

Q19. 市内で複数店舗を営営していますが、それぞれの店舗で申請できますか？

A19. 不特定多数の来客がある店舗を市内に複数経営している場合、店舗ごとに申請ができます。

Q20. 申請書はどこでもらえますか？

A20. 市のホームページからダウンロードができます。そのほか、産業振興課、飯能商工会議所でも申請書類を配架します。

Q21. 申請期限はありますか？

A21. 令和2年11月30日（月）までに申請してください。（当日消印有効）

10/16追加

Q22. これからウイルス除去機能付空気清浄機を導入しようと思い、見積を取ったら、在庫がなく、納品が12月になってしまうと言われました。申請できませんか？

A22. これから実施するものについては、質問のような事例も想定されますが、本補助金は、これから係る経費についても申請が可能ですので、納品が間に合わなくても、11月30日まで、見積書をベースに申請できます。